

パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

対象案件：和光市空家等対策計画（案）

実施期間：令和7年2月21日（金）～令和7年3月14日（木）

意見数：2名 3件

「市の考え方の区分」

◎：意見を反映し案を修正した ○：意見を一部反映し、案を修正した △：案を修正しなかった

□：その他（感想、この案件以外への意見等）

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	空家等管理活用支援法人の指定と業務内容が記載されているため、空家法の記載も業務内容に関する第24条だけでなく、指定に関する第23条も記載すべきと考えます。	計画書2ページ「③ 空家等管理活用支援法人制度」に「空家法第23条」と追記・修正します。また、文章を空家法第23条の空家等管理活用支援法人の指定に関する文と空家法第24条の空家等管理活用支援法人の業務内容に関する文の2つに分けて記載します。	◎
2	空家の利活用「地域福利増進事業」を取り入れるべきではないでしょうか。 （理由） 現在、市内の空家の内32.2%（67棟）は、接道道路がなく、建て替えが困難と報告されています。これらの空家は建て替えができず、修理と維持管理をしながら、固定資産税を支払い続けなければなりません。また、所有者の意向として、「貸したい」、「売却したい」、「公共目的に活用してほしい」が合計で約28%あります。これらのことから、「地域福利増進事業」として道路の拡幅や防災空地として活用する方法がある事も明記すべきと思います。	計画書5ページに「(3) 所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（令和5年4月1日施行）」の項目「① 地域福利増進事業の創設」として、「所有者不明土地や空家を除去した跡地を公共の利益に資する形で活用するため、地域の防災・福祉・環境整備などに利用できる制度が創設されました。本計画と連携することで、土地の適切な管理や利活用が促進され、地域の課題解決や活性化が期待されます。」と追記します。	◎
3	管理が負担になった時「相続土地国庫帰属制度」があることも所有者に情報提供すべきではないでしょうか。	計画書5ページに「① 相続土地国庫帰属制度の創設」として記載しており、本計画を通じて所有者へと情報提供を行う予定です。また、所有者のニーズに合わせて本制度の案内も行います。	□